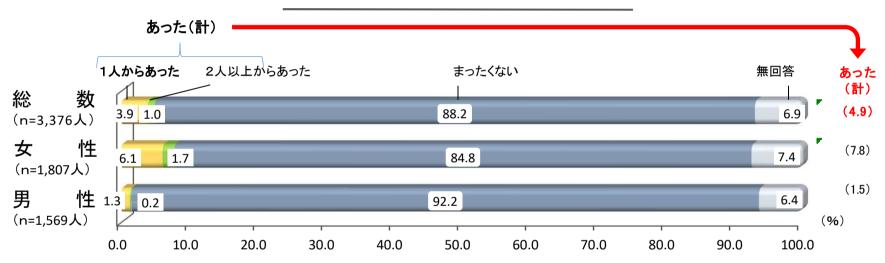
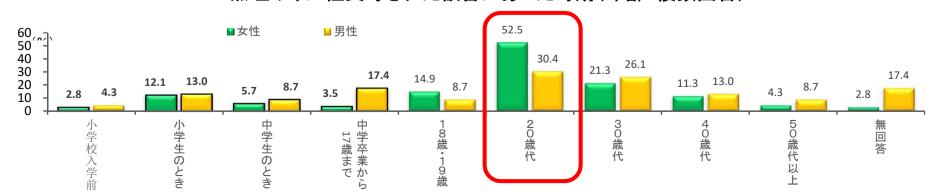
無理やりに性交等された経験の有無、被害にあった時期

- •約20人に1人は、無理やりに性交等された被害経験がある
- ・被害にあった時期は、女性の20歳代が約5割ともっと割合が高い

無理やりに性交等された経験の有無

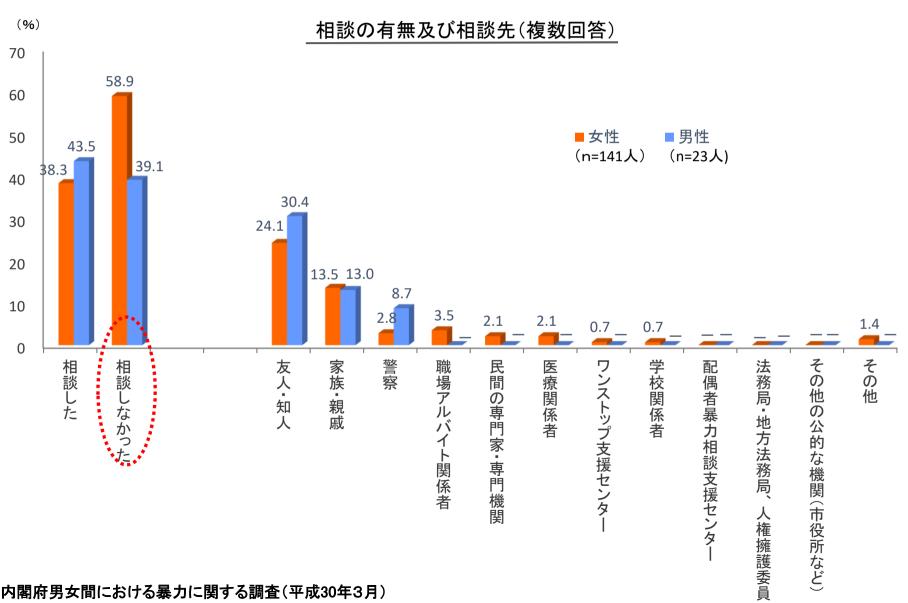


無理やりに性交等された被害にあった時期(年齢・複数回答)



無理やりに性交等された被害の相談の有無 及び相談先(複数回答)

・女性の約6割は、誰にも相談していない



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

- ○目的:・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
 - ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
 - ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止
- 〇設置根拠:第4次男女共同参画基本計画、第3次犯罪被害者等基本計画 ※設置数:47都道府県
- ○求められる核となる機能: ・支援のコーディネート・相談・産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)
- 〇運営主体:都道府県、公益社団法人、民間団体等
- 〇24時間365日運営:20都府県(令和元年8月)
- 〇相談件数:36,399件(平成30年度)

ワンストップ支援センター設置促進等の取組

平成22年12月 第3次男女共同参画基本計画

平成23年 3月 第2次犯罪被害者等基本計画



平成24年 3月 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営 の手引き(内閣府犯罪被害者等施策推進室)

平成26年 6月 「性犯罪被害者支援に関する調査研究」報告書(内閣府暴力対策推進室)

平成26~28年度 性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究

(モデル事業)(内閣府暴力対策推進室)

各年度におけるモデル事業実施自治体数とセンター設置自治体数 -26年度:9 -27年度:19⇒27(28.3) -28年度:21⇒36(29.3)

平成27年12月 第4次男女共同参画基本計画

センターの設置目標:平成32年までに、各都道府県に最低1か所設置

平成29年度~ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金制度(内閣府暴力対策推進室)

「設置の促進」と「運営の安定化」

(平成29年 7月 改正刑法施行)

平成30年10月 各都道府県に最低1か所設置の目標を前倒しで実現

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

令和2年度予算案額 247百万円 (令和元年度予算額 210百万円)

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上のため、都道府県による支援セ ンターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

◆ 交付先 都道府県

◆ 対象経費 : 都道府県が負担した以下①~②に関する経費

①相談センターの運営費等【2億3,679万円】

(人件費(【拡】24時間対応への取組加算、【拡】処遇改善、【新】コーディネーター等の配置)等、

研修経費(拠点となる病院の整備への取組加算)、支援者に対する受傷対策、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、

【拡】メール・SNS等を活用した相談、男性相談等、先進的な取組への支援拡充)

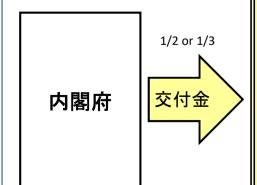
②被害者の医療費等 【918万円】

(初診料、緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、人工妊娠中絶費用、証拠採取費用、カウンセリング費用)

◆ 交 付 率 : 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3)

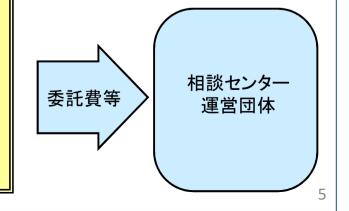
◆ その他: 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム



都道府県

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業 (相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業 (被害者の医療費、カウンセリング費用)
- ※ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金に係る事業の地方負担に 対しては、普通交付税措置が講じられている。



ワンストップ支援センターとは

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援(産婦人科医 療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的 支援等)を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の 負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促 准・被害の潜在化防止を目的とするもの。

【核となる機能】

- 1 支援のコーディネート・相談
- 2 産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)